

～介護保険料改正のお知らせ～

○介護保険料は支え合いの制度です

介護保険は40歳以上の方が介護保険料を負担し、介護が必要になった人を社会全体で支え合う仕組みです。

保険料は3年ごとに見直され、令和6年度から第9期（令和6～8年度）の新しい保険料となります。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

○令和6年度から8年度の介護保険料は「基準月額5,900円」（変更なし）

令和6年度介護報酬改定では、+1.59%の増となりました。町では介護サービス量を見込み、介護保険料の基準額を算出し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）を策定しました。

○令和6年度からの変更点について

①所得段階（第1段階～第3段階）の基準年額に対する割合が引き下げられました。

②所得段階（第10段階～第13段階）が新たに追加されました。

保険料は、「基準額」をもとに所得などによって下記に分かれます。

令和6年度からの第1号被保険者の所得段階別介護保険料

区分 (所得段階)	対象者	保険料 設定方法	介護保険料 年額 (円)
第1段階	生活保護受給者、町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	20,100
第2段階	町民税非課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485	34,300
第3段階	町民税非課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	48,400
第4段階	町民税課税世帯で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下で町民税非課税の方	基準額 × 0.90	63,700
第5段階 (基準額)	町民税課税世帯で本人は町民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額 × 1.00	70,800
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	84,900
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	92,000
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	106,200
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	120,300
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	134,500
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	148,600
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	162,800
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上	基準額 × 2.40	169,900

■お問い合わせ 保健福祉課介護福祉グループ ☎01392-2-2122